

## 自動車検査法人が発見した不正打刻車両は 平成18年までの3年間で681台

1. 自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、検査を行う際に、自動車の車台番号（車台に打刻されたその自動車固有の記号や番号）及び原動機の型式記号（原動機の型式を示す固有の記号等）が自動車検査証の記載どおりであることを1台ごとに確認していますが、平成16年から18年の3年間で、本来の打刻と異なる字体のもの、他の車両の車台番号を貼り付けたものなど不正打刻を有する不審車両を681台発見しました。
2. 不正打刻は、盗難車であることや原動機の載せ換えを隠すために行われると考えられています。不正打刻を発見することは非常に困難ですが、自動車検査法人は、今まで培った知見により不正打刻を発見しています。今後も、自動車検査を通じて不正打刻の発見に努めることにより、自動車社会の秩序を維持し、健全な自動車社会の実現を目指していきます。

平成16年～18年の不正打刻の発見件数

	四輪自動車	二輪自動車	大型特殊自動車 及びトレーラ	計
平成16年	115	83	4	202
平成17年	118	118	3	239
平成18年	124	116	0	240
計	357	317	7	681

不正打刻車両の例



（車台番号の貼り付け）

（注）不正打刻の統計は、平成16年から取り始めています。

### （参考）

自動車の車台番号や原動機の型式について、識別を困難にするような行為は、道路運送車両法第31条により禁止され、同法第107条に罰則規定（1年以下の懲役若しくは50万以下の罰金又は併科）が定められています。

お問い合わせ先 〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル  
自動車検査法人本部 企画部調査課 千田、西村  
電話 03-5363-3441（代表） 03-5363-3445（直通）  
<http://www.navi.go.jp/>